

群馬県市町村会館管理組合職員定数条例

平成7年3月31日
条例第1号

改正 平成19年2月20日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第117条第3項の規定に基づき、群馬県市町村会館管理組合の一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、5人とする。ただし、併任者及び休職者は、定数外とする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月20日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。